from imagination to creation

Nittsu System Co.,Ltd.

日通システム株式会社

証券コード 4013

第40回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2021年３月26日（金曜日）
午前10時

場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番１号
秋葉原UDXビル ６階

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

招集ご通知…… 1
議決権行使のお手続きについて…… 5
株主総会参考書類…… 7
第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役２名選任の件
第４号議案 退任取締役に対し役員退職慰労金贈呈の件
（添付書類）
事業報告……11
連結計算書類……26
計算書類……28
監査報告書……30

株主の皆様へのお願い

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**極力書面またはインターネットにより議決権を行使**いただき、感染症拡大防止にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場できない場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
・**懇親会の開催、お土産の配布**は予定しておりませんのであらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
・株主総会の模様をご自宅でご覧いただけるよう、株主総会オンライン配信を行います。視聴方法に関しては、**「株主総会オンライン配信のご案内」（４頁）**をご参照ください。

証券コード　4013
2021年３月11日

株　主　各　位

東京都千代田区外神田四丁目14番１号
日通システム株式会社
代表取締役社長　加　村　　稔

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、**株主の皆様には、本総会におきましては、極力書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、感染症拡大防止にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。**なお、本総会の模様はご自宅等でもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては、「株主総会オンライン配信のご案内」（４頁）をご参照くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2021年３月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2021年３月26日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2. 場　　所　東京都千代田区外神田四丁目14番１号
秋葉原UDXビル６階

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第40期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し役員退職慰労金贈呈の件

以　上

◎ **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**
◎ **本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。(https://www.nittsusystem.co.jp/)**
◎ **株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させて頂きます。**
(https://www.nittsusystem.co.jp/)

<ご来場される株主様へのお願い>

▶ 懇親会の開催、お土産の配布は予定しておりませんので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

▶ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様同士の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場できない場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

▶ ご来場の株主様は、マスクを着用してお越しいただき、会場にて検温とアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。発熱や体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声がけの上、入場をお控えいただく、もしくはご退出をお願いする場合がございます。

▶ 当日は、役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスクを着用し対応させていただきます。

▶ ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

▶ オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮したうえで、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

▶ 本総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容により、上記対応を更新する場合がございます。下記当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.nittsusystem.co.jp/

<株主総会オンライン配信のご案内>

- ▶ 本総会のオンライン配信は、Zoomウェビナーを通してご覧いただけます。オンライン視聴をご希望される株主様におかれましては、事前にメールにてお申込を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2021年３月25日（木曜日）午後５時30分までにsokai@nittsusystem.co.jpまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。受付手続完了後に、ご視聴用のURLとパスワードを別途ご案内申し上げます。
- ▶ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
  不具合が発生された際は「Zoomヘルプセンター」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
  Zoomヘルプセンター（https://support.zoom.us/hc/ja）
- ▶ 本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことができませんので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ▶ なお、オンライン視聴による株主様におかれましては、事前にメールにてご質問を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2021年３月25日（木曜日）午後５時30分までにsokai@nittsusystem.co.jpまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 事前にご連絡いただきましたご質問は本総会内においてご回答させていただく予定ですが、開催時間を短縮する観点からやむを得ず、すべてのご質問にご回答できない場合や、ご回答を取りやめさせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ▶ 今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性がございます。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

◆ オンライン視聴お申込及び事前のご質問受付方法 ◆

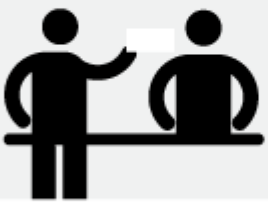
方　　法	メール本文に株主名・株主番号を明記してご連絡ください。

メールアドレス	sokai@nittsusystem.co.jp

締　め　切　り	2021年３月25日（木曜日）　午後５時30分

議決権行使のお手続きについて

株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 2021年3月26日(金)午前10時
(受付開始：午前９時30分)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

■ 当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合

郵送



行使期限 2021年3月25日(木)午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネット



行使期限 2021年3月25日(木)午後5時30分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

注意事項

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

■ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担とさせていただきます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**となっております。



議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

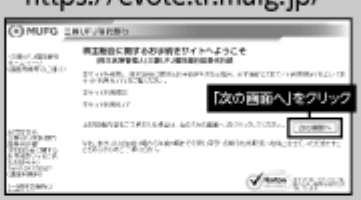
2回目以降のログインの際は…

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただき、下記のご案内に従ってログインしてください。

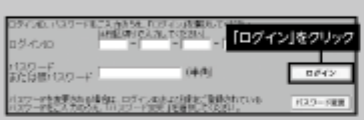
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

❶ 議決権行使サイトにアクセスする
https://evote.tr.mufg.jp/



❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



❸「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降画面の案内に沿って賞否をご入力ください

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部　フリーダイヤル **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとし、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を勘案しつつ配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき20円といたしたいと存じます。

（うち、普通配当10円、新規上場記念配当10円）

なお、この場合の配当総額は208,400,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年３月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は東証マザーズ上場を経て、今後はより多くのステークホルダーの方々からの認知と、正しい理解を得ていく必要があります。

現在「勤次郎Enterprise」ブランドが当社の企業イメージに大きく貢献しており、その価値は、ブランドロイヤルティ（忠誠心）とブランドエクイティ（資産）において高いレベルにあると判断しております。これを企業ブランド名に昇格させることによって、より高い認知と望ましい理解をいただくためのものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１章 総則	**第１章 総則**
（商号）	**（商号）**
第１条　当会社は、日通システム株式会社と称し、英文ではNittsusystem Co., Ltd.と表示する。	第１条　当会社は、勤次郎株式会社と称し、英文ではKinjiro Co., Ltd.と表示する。
（新設）	**附則**
	（商号変更の時期） 第１条（商号）の変更は、2021年３月27日に効力を発生し、その効力発生日をもって本附則は削除する。

第３号議案　取締役２名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役西垣延夫氏、取締役鷲尾康史氏は辞任いたしますので、取締役２名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本取締役候補者の任期は、取締役西垣延夫氏、取締役鷲尾康史氏の補欠として選任されることになりますので、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	(新任) 加村建史（かむらけんし） (1974年１月30日生)	1998年４月 2002年３月 2007年４月 2009年４月 2014年４月 2015年４月	カントー㈱　入社 当社　入社 当社　管理部長 当社　営業部長 当社　新事業企画部長 当社　執行役員ヘルスケア本部長（現ヘルスライフ本部）就任（現任）	44,700株
2	(新任) 平田英之（ひらたひでゆき） (1958年５月２日生)	1983年４月 2013年４月 2017年６月 2018年６月 2019年１月 2021年１月	日本電気㈱　入社 NEC Enterprise Communication Technologies, Inc. CEO & President 就任（出向） 日本電気㈱（復帰） 当社　入社 当社　執行役員事業戦略推進室長　就任 当社　執行役員事業戦略本部長兼事業戦略部長　就任 当社　執行役員事業戦略本部長兼データ事業推進部長　就任（現任）	7,400株

（注）１．候補者加村建史氏及び平田英之氏は補欠候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年12月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者加村建史氏及び平田英之氏の所有する当社株式には、従業員持株会を通じての保有分が含まれています。本議案をご承認いただき、取締役に就任した場合には、従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

第４号議案　退任取締役に対し役員退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任される西垣延夫氏、鷲尾康史氏に対し、長年取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力されたことから在任中の功労に報いるため、当社所定の役員退職慰労金規程により在任中の役員報酬平均月額、役員在任期間等を勘案し、一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
西垣延夫（にしがきのぶお）	2012年４月　当社取締役執行役員管理本部長 2015年６月　当社常務取締役執行役員管理本部長 2016年４月　当社専務取締役執行役員管理本部長 2021年１月　当社専務取締役執行役員管理本部管掌（現任）
鷲尾康史（わしおやすふみ）	2013年６月　当社取締役執行役員ソリューション本部長兼東日本開発本部長 2016年４月　当社常務取締役執行役員開発本部管掌兼サービス本部管掌 2019年１月　当社常務取締役執行役員開発本部長兼サービス本部管掌 2021年１月　当社常務取締役執行役員開発本部管掌（現任）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言が発出されたことなどから経済活動が大幅に抑制され、雇用情勢や企業収益が急速に悪化するなど、極めて厳しい状況で推移しました。

このような経済状況にあって、政府の「働き方改革」と「健康経営」の施策のもと、労働生産性向上のため、IT、IoT（モノに通信機能を搭載してインターネットに接続し、情報伝達をする仕組み）やAI（人工知能）等の省人化投資や情報化投資へのニーズが強まり、また、新型コロナウイルスの感染拡大によりリモートワークが促進され、これからの働き方の流れが大きく変わる時期となりました。

以上のような状況の中、当社グループは主力製品である「勤次郎Enterprise」のさらなる拡販に努めるとともに、「働き方改革」と「健康経営」に寄与する次世代の主力製品となる勤次郎Enterprise「ヘルス×ライフ」を引き続き販売することで、「HRM&HLプラットフォーム」を発展させてまいりました。

クラウド事業の販売は、市場ニーズが一段と高まっていることから売上が拡大し、売上高1,862,702千円（前年同期比25.9％増）となり、うちリカーリングレベニューであるクラウドライセンス売上は1,219,793千円（前年同期比32.3％増）を計上しており、当社グループの成長を前連結会計年度に引き続き牽引いたしました。

また、オンプレミス事業の販売については、緊急事態宣言終了後も引き続き影響を受けている顧客企業を中心に受注の先送りの発生やクラウド契約へと変更になったことにより、事業全体としては1,554,260千円（前年同期比7.2％減）となりましたが、うちリカーリングレベニューであるプレミアムサポート売上は576,181千円（前年同期比4.4％増）を計上しており、安定した収益確保に貢献しております。

以上の結果、当期の業績は、売上高については3,432,574千円（前年同期比7.7％増）、営業利益が562,287千円（前年同期比22.4％増）、経常利益511,379千円（前年同期比11.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益329,315千円（前年同期比0.8％減）となりました。

なお、当社はHRM事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績の記載を省略しております。

注）
・「HRM＆HLプラットフォーム」とは、企業がその従業員の健康管理を行い、また、従業員が自らの健康管理を企業に勤めている期間だけではなく、自治体、地域医療も巻き込んで生涯に渡って管理することができる仕組みのこと
・リカーリングレベニューとは、継続的な収益のこと

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主にクラウドサービスの設備増強を目的としたサーバーの増設等を行っており、総額で98,623千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

2020年１月15日付で第三者割当増資を行い、66,800千円の資金調達を行いました。また、2020年10月13日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資により6,900,000千円、オーバーアロットメントに伴う第三者割当増資により1,035,000千円の資金調達をそれぞれ行いました。

これらにより、総額8,001,800千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

今後の労働市場を展望すると、少子高齢化時代による労働人口の減少が続く中で、労働力確保のための手段は多様化する傾向にあります。一方で、2019年４月の「働き方改革関連法」の施行により、雇用する企業は、労働行政によるサービス残業や過重労働に対する指導強化への対応や長時間労働者への健康指導等、より一層きめ細かな労務管理が求められております。さらには、就業情報の有効活用等、就業管理に付随する機能に対する様々なニーズも増加していくものと考えられます。

また、ヘルスケア分野においては、2015年12月から改正労働安全衛生法によるストレスチェックが義務化されたほか、「健康経営」が推進されております。この「健康経営」は従業員の健康増進及び活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にもつながる新しい企業価値の向上策の一つに取り上げられております。

このような動向を鑑み、当社グループは、従業員の就業・健康データや日常の活動情報を総合的に分析し、従業員並びに個人の健康管理に活用できる新サービスの開発・機能強化をしていく必要があると認識しております。そのためには、健康管理ソリューション「ヘルス×ライフ」の機能を拡充していくとともに、働き方改革ソリューションと健康管理ソリューションのデータを統合的に活用できるシステムとして、統合ERP「勤次郎Enterprise」の後継製品「Universal-K（コードネーム）」の開発を引き続き進めてまいります。

当社グループは、これらのソリューションをクラウドサービス及びパッケージ販売により顧客企業へ提供しておりますが、今後も継続して成長し続けるために、クラウド事業を成長ドライバーにリカーリングレベニューを拡大することを基本戦略としております。当社グループのクラウドサービスは自社設備によって提供しておりますが、顧客企業に安心して利用して頂くためには高いセキュリティによって顧客企業の個人情報を保護し、かつ設備を安定的に稼働させる必要があり、そのためのセキュリティ対策と設備強化が必要と認識しております。ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）及びプライバシーマークの規格に適合するセキュリティ対策を講じるとともに設備投資を行うことで、より高品質なサービスの提供に努めてまいります。

また、大きく成長する「働き方改革＆健康経営」市場において当社グループが事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成による一層の社内体制の強化が最重要課題と考えております。優秀な人材の積極的な採用活動と全従業員への集合教育研修及び役員・幹部人材への高度な外部研修を行っておりますが、さらに従業員が能力を最大限に発揮できる環境と職場づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2017年度 第37期	2018年度 第38期	2019年度 第39期	2020年度 (当連結会計年度) 第40期
売上高	－ 千円	2,747,114 千円	3,188,571 千円	3,432,574 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	－ 千円	236,802 千円	332,074 千円	329,315 千円
1株当たり当期純利益	－ 円	33.14 円	46.48 円	40.48 円
総資産	－ 千円	2,282,227 千円	2,540,169 千円	10,984,313 千円
純資産	－ 千円	1,277,148 千円	1,587,463 千円	9,896,477 千円

(注) 1．当社では第40期より連結計算書類を作成しておりますので、第38期及び第39期の数値につきましては、会社法第444条第４項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
なお、当社は第38期より連結財務諸表を作成しており、第38期及び第39期につきましては連結財務諸表の数値を記載しております。第37期につきましては、連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。
2．2020年８月15日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、第38期の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日通システムベトナム有限会社	6,310,800,000 ベトナムドン	100.0 %	ソフトウエアの開発

(7) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

① 就業・人事・給与ERPパッケージソフトウエア、健康管理システム、関連サブシステム及びタイムレコーダーの開発・製造及び販売事業、並びにクラウドでのソフトウエアの利用サービス事業
② 携帯アプリの開発・製造及び販売事業

(8) 主要な事業所

① 当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区
名古屋本部	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
札幌支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
九州支店	福岡県福岡市
流通センター	愛知県名古屋市

② 子会社

名　　称	所　在　地
日通システムベトナム有限会社	ベトナム国ハノイ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
268名	33名増

(注) 1．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

2．従業員数が当期に33名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223名	26名増	37.4歳	5.9年

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2．従業員数が当期に26名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

（10）主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	50,008 千円
株式会社愛知銀行	45,835
株式会社みずほ銀行	43,200

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　16,800,000株

(2) 発行済株式の総数　10,420,000株

(3) 株主数　3,816名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
エヌイーシステムサービス株式会社	3,585,000株	34.4%
日通システム持株会	1,484,400	14.2
加村稔	950,000	9.1
MK株式会社	550,000	5.3
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	337,500	3.2
三菱UFJキャピタル株式会社	225,000	2.2
國井達哉	183,500	1.8
野村證券株式会社	164,400	1.6
加村光子	160,000	1.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	149,800	1.4

(5) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数

2020年７月29日開催の取締役会決議により、2020年８月15日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は13,440,000株増加し、16,800,000株となりました。

② 発行済株式の総数

2020年１月15日付で第三者割当増資を行い、発行済株式総数は80,000株増加し1,509,000株となりました。また、2020年７月29日開催の取締役会決議により、2020年８月15日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は6,036,000株増加し、7,545,000株となりました。さらに、2020年10月13日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募により2,500,000株、オーバーアロットメントに伴う第三者割当により375,000株増加し、10,420,000株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加村 稔	
専務取締役	西垣延夫	管理本部
常務取締役	鷲尾康史	開発本部、サービス本部
常務取締役	加村光造	営業本部、事業戦略本部、ヘルスライフ本部、電子カルテ本部
取締役	國井達哉	営業推進本部
取締役	柴田光朗	
取締役	渡邉芳樹	株式会社麻生　社外監査役 社会福祉法人こどもの国協会　理事長
常勤監査役	藤岡旭	
監査役	加藤厚	加藤・上田総合法律事務所　共同代表 弁護士
監査役	志賀慶章	志賀慶章公認会計士・税理士事務所　所長 公認会計士

（注）1．柴田光朗、渡邉芳樹の両氏は、社外取締役であります。
2．藤岡旭、加藤厚、志賀慶章の各氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役柴田光朗及び渡邉芳樹の両氏、監査役藤岡旭、加藤厚及び志賀慶章の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役志賀慶章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当事業年度中に辞任した監査役

氏名	辞任日	退任時の地位及び重要な兼職の状況
竹内 務	2020年５月14日	常勤監査役

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役７名　89,235千円　（うち社外　２名　8,575千円）

監査役４名　16,013千円　（うち社外　３名　12,847千円）

（注）１．上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額5,872千円を含んでおります。

２．取締役の報酬限度額は、2009年６月23日開催の第28回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2009年６月23日開催の第28回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役渡邉芳樹氏は、株式会社麻生の社外監査役及び社会福祉法人こどもの国協会の理事長であります。なお、株式会社麻生並びに社会福祉法人こどもの国協会と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役加藤厚氏は、加藤・上田総合法律事務所の共同代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役志賀慶章氏は、志賀慶章公認会計士・税理士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	柴田光朗	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	渡邉芳樹	就任後開催の取締役会の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	藤岡旭	当事業年度開催の取締役会の全回に、また、監査役会の全回に出席し、必要に応じ、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。
監査役	加藤厚	当事業年度開催の取締役会の全回に、また、監査役会の全回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンスの体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	志賀慶章	就任後開催の取締役会13回中12回に、また、監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,320千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,820千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画、監査日数及びそれに基づく報酬額の見積もりを検討した結果、当社の規模に照らして妥当な水準と判断したためであります。

3. 当社の子会社であります日通システムベトナム有限会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年６月９日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議いたしました。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために「企業理念」「経営理念」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
・管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、取締役及び使用人に対する適切な教育研修体制を構築する。
・取締役の職務の執行については、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令や定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役に報告し、その是正を図る。
・使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保する。
・法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
・文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
・「取締役会規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・管理部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理を行う。
・経営管理については、子会社の取締役に当社の取締役又は執行役員が就任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、取締役会等において業績その他重要事項を報告する。
・内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告し、社長はこれを承認する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められたときは、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
・監査役を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が確保されるものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。また監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
・監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び公認会計士との随時の意見交換などを行うことができる。
・当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
・当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、公認会計士及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
・監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
・当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制
・国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、当社及び子会社への啓発活動に努める。
・管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。
・愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備している。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社は、当社の財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室が継続的に整備・運用評価・有効性の評価を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・内部監査室により実施した当社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
・取締役及び使用人を対象とするイーラーニングによる「コンプライアンス研修」を1回実施しました。
・内部通報体制について当期の通報はありません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
・情報セキュリティシステムマネジメントシステムに基づくセキュリティ監査を実施し、情報（資料・議事録）を安全かつ適切に管理していることを確認しました。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・該当事項はありません。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、定例会議を12回、臨時会議を６回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべての取締役会に出席しました。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・月1回開催される取締役会において子会社の営業及び損益状況等に係る報告をしました。
・内部監査室により実施した当社及び子会社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・該当事項はありません。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・開催されたすべての取締役会、執行役員会に監査役が出席し職務の遂行状況を確認しました。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
・監査役は公認会計士及び内部監査室と定期的な会合を４回開催し情報交換しました。
・監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制
・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しております。また、開催された定例会には管理部長が出席しました。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
・内部監査室による財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**9,945,545**	**流動負債**	**804,964**
現金及び預金	9,234,228	支払手形及び買掛金	71,397
受取手形及び売掛金	587,143	1年内返済予定の長期借入金	44,592
棚卸資産	67,688	未払金	98,996
前払費用	45,794	未払費用	85,344
その他	10,689	未払法人税等	181,915
固定資産	**1,038,768**	未払消費税等	84,074
有形固定資産	**372,739**	預り金	13,802
建物及び構築物	16,468	前受収益	224,721
機械装置及び運搬具	8,043	その他	119
工具器具及び備品	183,221	**固定負債**	**282,872**
土地	165,005	長期借入金	94,451
無形固定資産	**382,766**	役員退職慰労引当金	50,976
ソフトウエア	118,970	退職給付に係る負債	120,408
ソフトウエア仮勘定	261,938	資産除去債務	17,036
その他	1,856	**負債合計**	**1,087,836**
投資その他の資産	**283,262**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	1,713	**株主資本**	**9,893,990**
破産更生債権等	70	資本金	4,099,300
繰延税金資産	65,013	資本剰余金	4,056,450
敷金及び保証金	180,344	利益剰余金	1,738,240
その他	37,340	**その他の包括利益累計額**	**2,486**
貸倒引当金	△1,220	その他有価証券評価差額金	△34
		為替換算調整勘定	2,521
		純資産合計	**9,896,477**
資産合計	**10,984,313**	**負債・純資産合計**	**10,984,313**

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,432,574**
売上原価		**1,162,942**
売上総利益		**2,269,632**
販売費及び一般管理費		**1,707,344**
営業利益		**562,287**
営業外収益		
受取利息	92	
保険解約返戻金	4,782	
その他	69	**4,944**
営業外費用		
支払利息	328	
為替差損	2,397	
株式交付費	40,563	
株式公開費用	12,133	
その他	429	**55,852**
経常利益		**511,379**
税金等調整前当期純利益		**511,379**
法人税、住民税及び事業税	182,071	
法人税等調整額	△8	182,063
当期純利益		**329,315**
親会社株主に帰属する当期純利益		**329,315**

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**9,932,876**	**流動負債**	**822,287**
現金及び預金	9,201,358	支払手形	34,429
受取手形	12,491	買掛金	48,055
売掛金	574,651	1年内返済予定の長期借入金	44,592
商品及び製品	8,207	未払金	96,938
仕掛品	41,268	未払費用	81,174
原材料及び貯蔵品	18,213	未払法人税等	181,500
前払費用	43,807	未払消費税等	84,074
関係会社短期貸付金	25,000	前受金	119
その他	7,878	預り金	26,681
		前受収益	224,721
固定資産	**1,078,012**		
有形固定資産	**372,739**	**固定負債**	**282,872**
建物	14,728	長期借入金	94,451
構築物	1,740	役員退職慰労引当金	50,976
車輌運搬具	8,043	退職給付引当金	120,408
工具器具備品	183,221	資産除去債務	17,036
土地	165,005		
		負債合計	**1,105,159**
無形固定資産	**393,602**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	113,638	**株主資本**	**9,905,763**
ソフトウエア仮勘定	278,107	**資本金**	**4,099,300**
その他	1,856	**資本剰余金**	**4,056,450**
		資本準備金	4,056,450
投資その他の資産	**311,670**	**利益剰余金**	**1,750,013**
投資有価証券	1,713	利益準備金	5,600
関係会社出資金	30,885	その他利益剰余金	1,744,413
破産更生債権等	70	繰越利益剰余金	1,744,413
繰延税金資産	64,718	**評価・換算差額等**	**△34**
敷金及び保証金	178,632	その他有価証券評価差額金	△34
その他	36,870		
貸倒引当金	△1,220	**純資産合計**	**9,905,729**
資産合計	**11,010,889**	**負債・純資産合計**	**11,010,889**

損 益 計 算 書

(2020年１月１日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**3,432,574**
売上原価		**1,192,371**
売上総利益		**2,240,202**
販売費及び一般管理費		**1,673,493**
営業利益		**566,709**
営業外収益		
受取利息	513	
受取配当金	27	
保険解約返戻金	4,782	
その他	69	**5,393**
営業外費用		
支払利息	328	
為替差損	3,020	
株式交付費	40,563	
株式公開費用	12,133	
その他	429	**56,475**
経常利益		**515,627**
税引前当期純利益		**515,627**
法人税、住民税及び事業税	181,519	
法人税等調整額	287	181,806
当期純利益		**333,821**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月16日

日通システム株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　橋　敦　司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日通システム株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日通システム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月16日

日通システム株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　橋　敦　司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日通システム株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月18日

日通システム株式会社　監査役会

常勤監査役（社外）　藤岡　旭　㊞

監　査　役（社外）　加藤　厚　㊞

監　査　役（社外）　志賀慶章　㊞

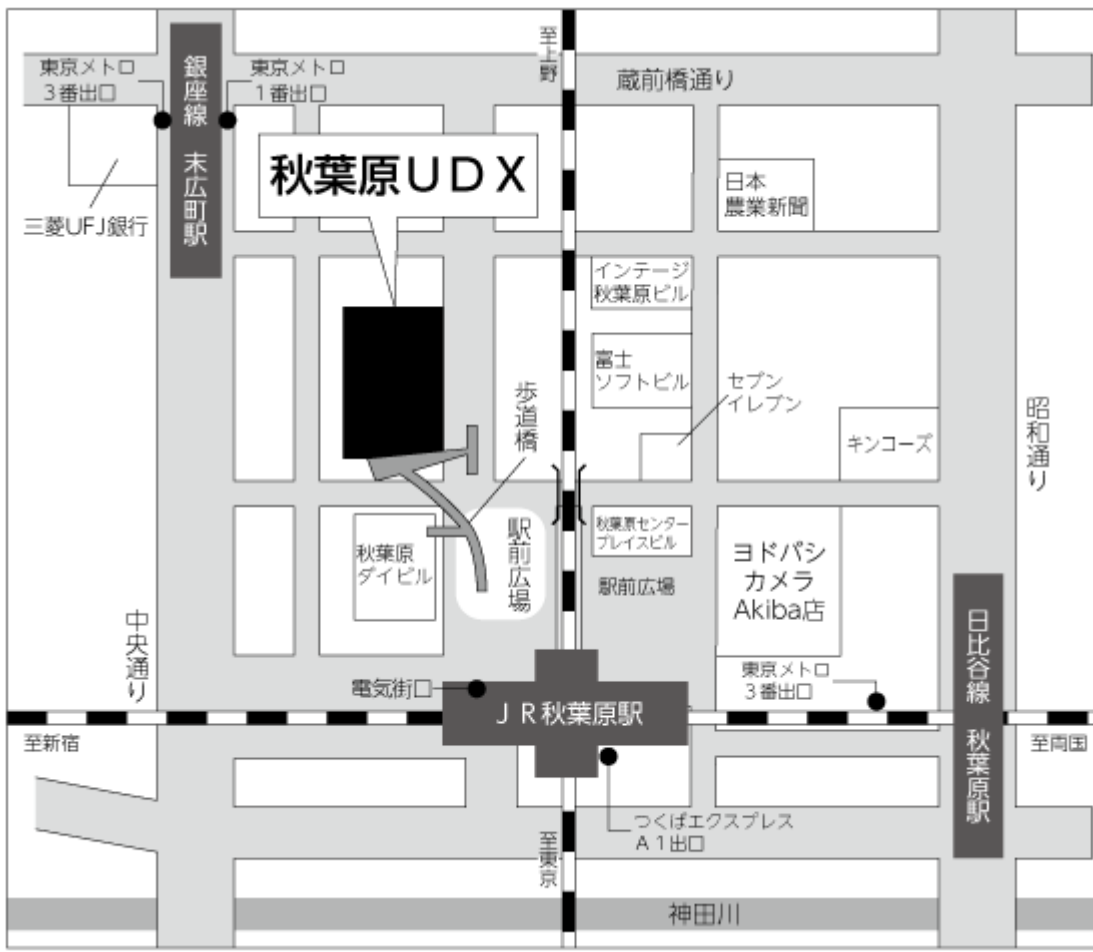
（注）非常勤監査役志賀慶章は、2020年５月14日常勤監査役竹内務氏が辞任をしたことにより、監査役に就任いたしました。監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、その就任以前の監査事項については、前任監査役より説明を聴き、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以　上

株主総会会場ご案内図

■会　　場　東京都千代田区外神田四丁目14番１号
秋葉原UDXビル　６階

■交　　通　ＪＲ　秋葉原駅（電気街口）　徒歩３分
東京メトロ銀座線　末広町駅（１番出口）　徒歩３分
東京メトロ日比谷線　秋葉原駅（３番出口）徒歩４分
つくばエクスプレス　秋葉原駅（Ａ１出口）徒歩３分



VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915